

横浜市立恩田小学校PTA規約

総 則

〔名称及び事務所〕

第1条 この会は、横浜市立恩田小学校PTAといい、恩田小学校の中に事務所を置く。

〔目的〕

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における子どもの幸福な成長をはかることを目的とする。

〔活動〕

第3条 そのために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員に成長しあうための活動
2. 会員相互の親睦と理解を深めるための活動
3. 子どもの生活環境をよくするための活動
4. 公費による教育環境の充実や校外環境をよくするための活動

〔方針〕

第4条 この会は、次の方針に従う。

1. 教育を本旨とする民主的・自主的団体である。
2. 特定の政党や宗教を支持したり、営利を目的としたりする活動をしない。
3. 子ども達の教育・福祉のために活動する団体や機関と協力する。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

〔会員〕

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者と、本校に勤務する教職員とする。

第6条 この会の会員は、入会と個人情報保護方針への同意をし、会費を納めるものとする。

第7条 この会の会員は、役職等によらず全て平等である。

〔会計〕

第8条 この会の会計は、会費とその他の収入によってまかなわれる。

第9条 会費は、一世帯あたり月300円とする。6月に前期分(8月分を除く)1,500円を、10月に後期分1,800円を徴収する。但し家庭の事情などにより減免することができる。

第10条 この会の会計は、総会で認められた予算に基づいて行われる。

総会にて承認された予算を超える場合および、例外的な支出などは、役員と協議の上決定する。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

〔本部役員〕

第13条 この会の本部役員は、次の通りとする。

1. 会長1名(P1)、副会長2名(P2)、書記3名(P2、T1)、会計3名(P2、T1)程度
2. 本部役員は、他の本部役員・会計監査を兼ねることはできない。

第14条 本部役員の選出方法は、原則として会員の中から学級数と同じ人数を選出し、互選で7名程度を本部役員にあて、その他の者は補助活動委員となる。

第15条 本部役員に欠員が生じた場合は、第14条にかかわらず、補助活動委員の中からこれにあてる。

第16条 本部役員の任期は、4月1日から翌年3月31日迄とする。また限度は3年とする。但し他に候補者がいない場合はその限りではない。

第17条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、
 - (1) 総会、運営委員会、定例会を招集する。
 - (2) 会計監査を除く全ての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に差し障りがあるときは、その代理を務める。
3. 書記は、
 - (1) 総会及び運営委員会等の議事を記録し、諸会合の通知をする。
 - (2) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計は、
 - (1) 全ての会計業務を行い、総会において会計監査を経た決算報告をする。
 - (2) この会の財産を管理し、予算の立案を計画する。

〔会計監査〕

第18条 会計監査は、運営委員会において3名を指名し、総会の承認を得て決める。

会計監査は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第19条 会計監査の任期は1年とし、再選はされないものとする。

〔総会〕

第20条 総会は、全会員で構成され、この会の最高議決機関である。

第21条 定期総会は、5月と年度末に開かれる。ただし、必要に応じて書面にて開催・決議することもできる。

第22条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は、全会員の5分の1以上の要求があったとき、開かれる。

第23条 総会は、委任状を含めて全会員の3分の1以上の出席者で成立し、議事は、出席者の過半数で決める。書面による総会は、議事に係る回答者数が全会員の3分の1以上で成立し、議事は回答者数の過半数で決める。

第24条 定期総会は、次の事を行う。

1. 5月総会
 - ① 前年度の年間活動報告
 - ② 会計監査を経た前年度決算報告と承認
 - ③ 役員、会計監査、常任委員の紹介
 - ④ 新年度活動計画及び新年度予算の審議
2. 年度末総会
 - ① 次年度役員・会計監査の承認

〔運営委員会〕

第25条 運営委員会は、役員、常任委員会の正・副委員長、学年委員及び校長、副校長、職員代表をもって構成される。

第26条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第27条 運営委員会は、次の事を行う。

1. 活動計画及び予算の立案
2. 総会に提案する議案や報告書の作成
3. 必要に応じて特別委員会の設置及び改廃
4. その他、必要ある事項

第28条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席を必要とし、検討議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

〔常任委員〕

第29条 常任委員として次の者をおく。

1. 補助活動委員
2. 学年委員
3. 地区委員

〔特別委員会〕

第30条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設ける事ができ、その任務を終了した時は解散する。

〔規約改正〕

第31条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ、改正する事はできない。但し、改正案は総会の1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

〔細則〕

第32条 この会の運営に関して必要な細則・規定については、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第33条 運営委員会は、細則を制定、又は改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

〔その他〕

第34条 緑区PTA連絡協議会に、平成2年4月より参入する。
平成6年11月に行政区画変更により青葉区となる。

〔個人情報保護の取り扱い〕

第35条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「横浜市立恩田小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

(附則)

この規約は昭和62年7月18日制定・実施する。

この規約は平成 5年5月15日改定・実施する。

この規約は平成 8年5月23日改定・実施する。

この規約は平成 9年3月13日改定・実施する。

この規約は平成12年4月 1日改定・実施する。

この規約は平成20年12月3日改定・実施する。

この規約は平成26年2月17日改定・平成26年4月1日より実施する。

この規約は平成29年5月30日制定・実施する。

この規約は令和元年5月27日改定・実施する。

この規約は令和 4年2月28日改定・令和4年4月1日より実施する。

この規約は令和 5年 3月 14日改定・令和 5年 4月 1日より実施する。

この規約は令和 6年 3月 21日改定・令和 6年 4月 1日より実施する

横浜市立恩田小学校PTA規約

細 則

- 第1条 この会の運営については、本規約の定める他、この細則により定めるものとする。
- 第2条 規約第14条の本部役員は、年度末総会の1か月前をめぐり、選出されるものとする。
- 第3条 本部役員は、各委員会の業務を分担し、これにあたる。
1. 補助活動委員会
役員の補助的活動をする。
 2. 学年委員会
運営委員会に出席し、学年の会員と運営委員会との連絡調整をする。
各学年学級の担当教諭との情報を交換し、懇談会等の協力をする。
児童及び会員の保健衛生福利厚生に努める。
PTAの広報活動をする。
 3. 地区委員会
児童の地区における生活指導及び補導にあたり、会員相互の親睦と連絡を密にする。
- 第4条 規約第30条の常任委員は、学年ごと、地区ごとに委員を選出し、互選により正・副委員長を選出し、委員会を構成する。
1. 学年の会員の中から2名程度を選出し、学年委員となる。
 2. 地区委員会は、各地区において委員を選出する。
各地区分けは次の6地区とする。
(1) 桂台A地区(若草台含む) (2) 桂台B地区
(3) 桂台C地区(恩田町を含む) (4) すみよし台A地区
(5) すみよし台B地区 (6) すみよし台C地区
 3. 地区の班長は保護者と児童で分ける。但し地区の事情等で分けられない場合はその限りではない。
保護者の班長…学年関係なく役員や委員を引き受けたことがない方が優先的に選出。
児童の班長 …その班の最高学年より選出。
- 第5条 この細則の改廃は、運営委員会の議決を得る事を要する。

(附則)

- この細則は昭和62年7月18日制定・実施する。
この細則は平成 2年5月19日改定・実施する。
この細則は平成 5年5月15日改定・実施する。

この細則は平成 8年3月13日改定・平成8年5月23日より実施する。

この細則は平成 9年1月13日改定・平成9年1月16日より実施する。

この細則は平成 9年3月18日改定・実施する。

この細則は平成12年1月13日改定・平成12年4月1日より実施する。

この細則は平成18年1月16日改定・平成18年4月1日より実施する。

この細則は平成26年2月17日改定・平成26年4月1日より実施する。

この細則は令和 4年2月28日改定・令和4年4月1日より実施する。